

取扱注意

自殺対策 SNS 相談運營業務緊急連絡網

1 身元(氏名、住所)、現在地を特定している場合の対応

委託事業者

(*****)

相談者が自殺をほのめかすなど、相談者本人の命が危険な状況にある可能性があり、緊急対応が必要であると委託事業者が判断した場合

①

※生命の危険が特に迫っている時は直接

可能であれば電話対応に切り替える。
(委託事業者から相談者へ、または相談者から委託事業者へ電話する。)

福島県 障がい福祉課
TEL 024-521-8204
FAX 024-521-7929
夜間・休日の連絡先
TEL(第1) ***-****-****
TEL(第2) ***-****-****

②110番通報

福島県警察

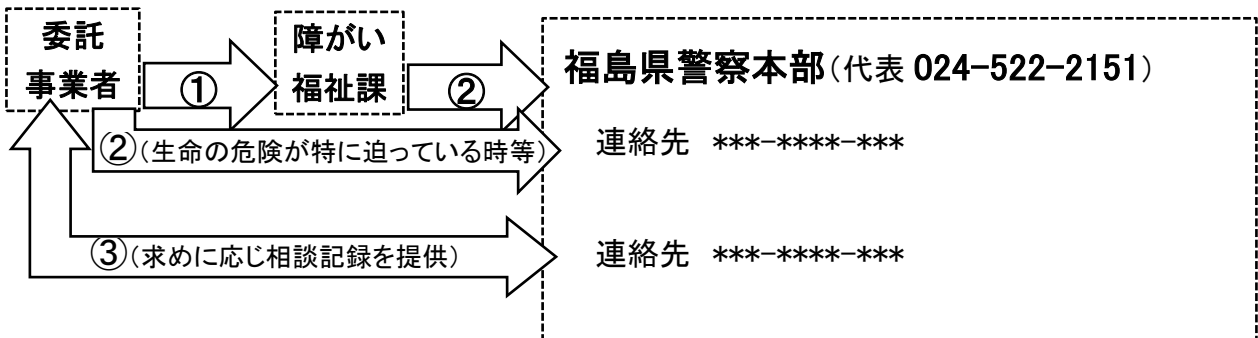
②110番通報

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報など

③

各保健所

2 身元(氏名、住所)、現在地を特定できていない場合の対応



※ 対応中に相談者の身元(氏名、住所)、現在地を特定できた場合、障がい福祉課(または委託事業者)は、追加の情報について県警察本部に連絡するとともに、対象者の情報及び23条通報が行われる可能性等について管轄する保健所に連絡する。